

# 北九州地区労連ニュース

2016年11月号 No. 121

発行 北九州地区労働組合総連合  
連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号  
メール k\_oren@ybb.ne.jp ☎ 093-921-0747  
ホームページ http://www.geocities.jp/k\_oren/

解雇・残業代未払い・パワハラ  
あきらめないで電話して下さい  
秘密厳守 労働相談ホットライン  
相談無料  
フリーダイヤル  
0120-378-060  
soudan@yamaguchiroren.or.jp



北九州市への要請行動で挨拶する永富議長

行動の内容は、7時から市内4つの駅頭で早朝宣伝を行いました。宣伝行動では、各地区協の役員がマイク宣伝を行い、「ブラック企業告発」と「労働組合に加入しよう」と書かれたチラシを配布して宣伝しました。「おはようございます」「ごろうさんです。」と言って、元氣よく声をかけチラシを受けとってくれる、通勤途中の労働者に元氣をもらった宣伝

行動となりました。その後市職労本部に移動し、9時15分から北九州市職労本部会議室で行動内容の確認のための意思統一集会を開きました。10時から北九州市に対する要請を窓口である雇用政策課に行いました。冒頭、永富議長が、「新しく地区労連議長となった挨拶と合わせ、今回の行動の目的・意義などについて発言しました。その後、道下事務局長が「戦争法廃止、南スーダンへの自衛隊派遣中止の意見表明を求める要請書」、福建労新屋敷書記長が「公契約条例の早期制定を求める要請書」、学嘱労の出口委員長が「嘱託職員の雇用の継続と民間委託に反対する要請書」を、それぞれが読み上げ大迫課長に手渡し3つの課題について要請し懇談しました。参加者から、それぞれの課題について、「公契約条例の必要性、非正規労働者に対する雇用の継続と労働条件の改善、争議の早期解決に北九州市として尽力



公契約条例を制定を要請する新屋敷福建労書記長

してもらいたい。」などの補強する意見がだされ、大迫課長から、「要請について承った。関係部署にあげ早急に回答したい。」と見解のべられ、永富議長は、回答と合わせ懇談の場を設定するよう求め北九州市に対する要請行動を締めくくりました。11時15分から教育委員会総務課に対して「学校給食職員の雇い止め」、「民間委託問題」についての要請を行いました。毎回行っている北九州商工会議所、九州電力北九州営業所への要請行動は日程の関係で、11月22日に実施します。

**加盟組織の要求前進 戦争法の廃止 雇用を守れ!**  
**「公契約条例の早期制定」「嘱託職員の雇用継続を!」などを求めて**  
**10・21秋季年末闘争の前進をめざす地域総行動を展開**  
北九州地区労連は、秋のたたかいで「すべての労働者の雇用の安定と賃金の底上げ」「労働法制の改善阻止」「戦争法廃止」「原発ゼロ」の取り組みの前進を図るため、また、「現在北九州でたたかわれているすべての争議の早期解決」を図り、「公契約条例早期制定」「学校給食民営化反対」「学嘱労組合員の雇止め反対」などを求めて、10月21日、「2016年秋季年末闘争の前進をめざす10・21地域総行動」に取り組みました。この行動には、加盟組合から延べ59人が参加しました。

## 雨あがり

今年も早いもので11月となりました。この季節の言葉について少し調べてみました。

11月7日は、二十四節気の一つ立冬にあたり、この日から暦の上では立春前日(節分の日)まで冬になり、この頃から冬の気配が現れてきて、北国や山々からは初雪の便りも届く時節だそうです。朝夕もめっきりと寒くなり、同じ季節には「冬立つ」「冬に入る」「冬来る」があるそうです。

小春日和(こはるびより)とは、11月の初冬は寒くなり冷たい北風が吹きますが、大陸高気圧が移動して風も弱まり、穏やかでまるで春のように暖かい晴天の日が訪れます。この日を小春日和と言います。秋の柔らかな日差しが心地良く感じられ、紅葉を見ながらの散歩やハイキングにはお勧めの天候ですが、夕方からは放射冷却が始まって、ぐんと冷え込み寒さが強まり日中の薄着では寒く感じれます。

11月22日は、二十四節気の一つの小雪にあたります。立冬の後の15日目、「小」は寒さはまだ厳しくなく、わずかながら雪が降り始めるようになる頃です。雪国からは雪便りが届き、東京周辺でも霜が見られ始めます。今年も残るところ約1か月ですが、健康には充分気をつけていきたいですね! (亀)

# 北九州地区労連 新役員のプロフィール

北九州地区労連は、2016年9月11日(日)西部毎日会館で、第28回定期大会を開催し2015年度活動報告、2015年度決算報告、2016年度運動方針、秋季年末闘争方針、2016年度予算などについて満場一致で採択するとともに、永富議長をはじめとする新しい役員体制を確立しました。2016年度新役員のご自己紹介と決意、プロフィールなどが寄せられましたので、4回に分けて掲載します。(順不同、敬称略)



副議長  
佐野 哉夫さん  
(全教北九州)

昨年に引き続き、副議長をさせていただくことになりました佐野です。全教北九州市教職員組合で副執行委員長をしています。権限移譲によって、来年度より私たちは市の職員となり、市当局との交渉が始まります。

労働条件・働く者の権利など、年々厳しさを増していますが、地区労連に結集する皆さんと力を合わせて頑張りたいと思っています。1年間よろしくお祈りします。



幹事  
澤山 秀之さん  
(地域ユニオン)

東洋食品株式会社と未払い賃金、解雇撤回裁判でたたかっている澤山です。この度、北九州地区労連の幹事となりました。

みなさまには、署名や裁判傍聴など様々なご支援をいただきありがとうございます。

ブラック企業で、パワハラや長時間労働・未払い賃金など決して許す事は出来ません。裁判をたたかないながら、地域でおこる労働紛争の解決に今度も取り組んで参りたいと考えています。



事務局次長  
細川 達也さん  
(健和会労組)

今期から新たに事務局次長に選出されました。出身は医労連・健和会労働組合で、単組では今年6月から労組専従として働いています。

地区労連の活動はまだ経験が浅く不安もありますが、少しでも北九州の労働組合運動の前進の力になりたいと思います。

まだ30歳というところで、若さを生かして頑張っていきたいと思っておりますので、1年間よろしくお祈り致します。



事務局次長  
道下 哲也さん  
(安川合同支部)

2012年の第24回定期大会で事務局長に選出され、早5年が経ちました。就任以来地域ユニオンの書記長として、労働相談活動にとりくみ、組織拡大を目指しています。

最近の労働相談の傾向として、いろいろ要素が絡み合った複雑な事例が増えています。また平和ネットなどを通じたナショナルセンターの垣根を越えた運動の前進をめざしています。今年1年よろしくお祈りします。



副議長  
小橋 弘子さん  
(TOTTO支部)

昨年の事務局次長から、今期副議長に選出して頂きましたJMTUの小橋です。引き続き機関紙部長を担当します。2002年にTOTTO支部を結成して一番大きな活動は高年法です。できたての高年法で60歳以降の採用がされず、北九州市内はもちろん博多まで地区労連の車で街宣して回りましたが、採用されず今は現役労働者がいなくて組合活動ができていません。

機関紙を主として動いています。大会でもお願いしましたが紙面を充実するためにも活動記事をお寄せください。



## 裁判闘争、団体交渉などの取り組み

北九州地区労連に加盟する、北九州地域一般労働組合(地域ユニオン)は現在3つの裁判、6つの団体交渉案をたたかっています。裁判事案は東洋食品では不当解雇、賃金未払い裁判を4名の組合員が、三菱化学物流ではセクハラ・パワハラ慰謝料請求裁判が、また若松区の喜楽鉱業ではパワハラ慰謝料請求裁判がたたかわれています。

また、ツクイ(職場復帰)、はすわ歯科医院(退職勧奨)、北九州総合病院(パワハラ・障害者差別)、聖徳(厚生年金過少申告)、協和興産(解雇)、日産健康保険組合などと団体交渉をたたかっています。



秋の一日行動で北九州からブラック企業をなくすために行政として努力してほしいと訴える澤山さん



# 駆け付け警護閣議決定！

## 南スーダンPKOで新任務

「殺し殺される」「危険現実にも！」

政府は、南スーダンの国連平和維持活動（PKO）に関し、2016年3月に施工された安保法案Ⅱ戦争法に基づく自衛隊初の任務として「駆け付け警護」を盛り込んだ実施計画の変更を閣議決定しました。従事する自衛隊は任務遂行に必要な武器使用が認められるため、南スーダンが「殺し、殺される」最初の例となる危険があります。新しい任務は、12月12日から実施されることとなります。

北九州では、戦争法や労働法改悪へのナショナルセンターの垣根を越えた共闘が広がっています。11月5日（土）11時から共同センターが、南スーダンへの自衛隊派遣に駆けつけ警護という新しい任務がつけられるという緊迫した情勢の中、「戦争法廃止」「自衛隊の南スーダン派遣をやめる」の署名運動を、小倉駅前広場で取り組み、10人が参加し41筆の署名を集約しました。

また、平和をあきらめない北九州ネットは南スーダン派遣部隊への新任務付与阻止の緊急街宣を11月15日7時45分から小倉駅で実施し15名が参加しました。さらに11月16日には、小倉平和委員会が11月20日予定されている、陸上自衛隊小倉駐屯地の創立60周年記念の戦闘機祝賀飛行の中止を求め、要請を行いました。

南スーダンPKOは、主力部隊のケニアが11月2日、1050名の撤退を表明しています。PK

派遣の5原則は完全に崩壊しています。しかし、安倍首相は、10月11日の予算委員会で南スーダンの武力衝突は戦闘行為ではなく、「衝突」などと詭弁を弄し、11月15日ついに、「駆けつけ警護、宿営地防衛」の新任務付与を閣議決定しました。憲法違反の駆け付け警護付与の閣議決定反対の世論を拡げて行きましょう！



戦闘機祝賀飛行の中止を求め、自衛隊北方駐屯地に申し入れ

前進座「怒る富士」公演を成功させよう！

高木弁護士、前田弁護士、荒牧弁護士、三輪市民の会事務局局長などが呼びかけ人となって、「怒る富士」公演成功をめざす実行委員会の呼びかけがあり、北九州地区労連も、永富議長が実行委員会の代表呼びかけ人となっています。前進座「怒る富士」の公演は、2017年2月25日に北九州芸術劇場大ホールで上演されます。実行委員会では、最低でも1000人の労働者・市民に見ていただくことと取り組みを強めています。加盟組合からも積極的に実行委員会への参加と公演成功のために組合員の皆さんへの参加呼びかけをお願いします。

「怒る富士」公演の主役を務める嵐圭史氏から、公演成功に向けてのメッセージが届きましたので全文掲載します。

「人間誰でもよい人生を生きたいと願っている。励ましがなければ途中でくじけてしまう。演劇はそれを励ましてくれるのです。これは、ある市民劇場（演劇鑑賞会）の事務所に貼られている一文です。

来年2月25日（土）、ご当地北九州芸術劇場にて上演される「怒る富士」（新田次郎原作）は、まさにそうした内容の濃い舞台作品であり、ご覧いただく方お一人一人の、それぞれに魂に触れる演劇です。

この度の上演は、貴北九州地区労連加盟の組合員さんをはじめ、多くの方々任意で実行委員会を立ち上げ、その事務局も地区労連事務所内に置いて下さいました。

これによって皆様組合員の方々との距離感が一挙に縮まったように思われ、感激の他ありません。「怒る富士」では若き農民群像が大活躍をし、歴史を動かすのは彼らの世代である



「怒る富士」公演で挨拶を行う嵐圭史さん

ことが実感できる作品です。その思いを、とりわけ若き組合員さんたちと共有したい！

多くの皆様の参加を願っております。

前進座 嵐 圭史

## 労働法コラム 第35回

### 定年後再雇用労働者の労働条件切り下げ



黒崎合同法律事務所  
溝口 史子 弁護士

今年5月の労働法コラムで、定年後嘱託社員として再雇用された労働者について、業務内容が全く同じであるのに賃金を2〜3割カットした扱いを労働契約法20条（期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違の禁止）違反とし、賃金差額の支払を命じた判決を紹介しました（東京地裁判決平成28年5月13日）。

ところが、今年の11月20日、東京高裁はこの労働者勝訴の判決を取り消し、労働者の請求を棄却する不当判決を出しました。

まず、東京高裁は、使用者の「正社員と定年後嘱託社員とは地位が違い、期間の定めによる労働条件の違いではないため、労働契約法20条を適用したのでは誤りだ」との主張については認めず、労働条件の違いは期間の定めのある無に關連して生じたものとして、20条の適用を認めました。

その上で、東京高裁は、定年後嘱託社員の業務の内容や責任の重さ、能力が定年前と変わらないと認めつつも、「①定年退職後の雇用確保措置としての有期労働契約は一般的である、②定年後継続雇用制度の導入状況を見ると、企業の多数が継続雇用者の業務内容を変更せず定年前より賃金を引き下げている、③②の事実を、一般的に広く行われ、社会的に容認されている」から、労働契約法20条を適用したのでは誤りだ」との主張については認めず、労働条件の違いは期間の定めのある無に關連して生じたものとして、20条の適用を認めました。

その上で、東京高裁は、定年後嘱託社員の業務の内容や責任の重さ、能力が定年前と変わらないと認めつつも、「①定年退職後の雇用確保措置としての有期労働契約は一般的である、②定年後継続雇用制度の導入状況を見ると、企業の多数が継続雇用者の業務内容を変更せず定年前より賃金を引き下げている、③②の事実を、一般的に広く行われ、社会的に容認されている」から、労働契約法20条を適用したのでは誤りだ」との主張については認めず、労働条件の違いは期間の定めのある無に關連して生じたものとして、20条の適用を認めました。

その上で、東京高裁は、定年後嘱託社員の業務の内容や責任の重さ、能力が定年前と変わらないと認めつつも、「①定年退職後の雇用確保措置としての有期労働契約は一般的である、②定年後継続雇用制度の導入状況を見ると、企業の多数が継続雇用者の業務内容を変更せず定年前より賃金を引き下げている、③②の事実を、一般的に広く行われ、社会的に容認されている」から、労働契約法20条を適用したのでは誤りだ」との主張については認めず、労働条件の違いは期間の定めのある無に關連して生じたものとして、20条の適用を認めました。

## 投稿 学嘱労秋の賃金確定闘争

### 8日間連続の座り込み、2回の要請行動、決起集会を成功させ、臨時職員の賃金引上げ、子の看護休暇制度等の前進を勝ち取る

北九学嘱労書記長 高崎 恭子

2016年度の賃金改定交渉では同じ仕事をしているパートと臨時の賃金格差の改善・子の看護休暇の改善・継続雇用を求めて、勤務終了後、教育委員会廊下に8日間の座り込み、2回の要請行動、総決起集会など延べ324名が結集してたたかいました。結果 当初提案の臨時職員の1日に10円の賃上げを90円に引き上げることができました。昨年からの「子の看護休暇」の改善では対象年齢を「小学校就学前から中学校就学前まで」に改善できたことは大きな前進です。

学校給食で働く臨時職員の賃金については、教育委員会は「パートとの格差を認識している。また本人がノロウイルス（感染症）にかかった場合の休暇についても何かできないか考えている。今後、労働組合と十分話し合っていく。」ことを引き出すことができました。雇用問題についてはこれからの交渉になります。この団結の力で雇用の継続も勝ち取れるよう頑張っていきます。

学嘱労の座り込みに、福岡自治労連磯田委員長、北九州地区労連道下事務局長、日本共産党藤沢市議、北九市職労小倉地区協議会池田支部長、母親連絡会、ツクイマタハラ裁判原告の西原さんなどが支援に訪れ、それぞれから激励をいただきました。激励、ありがとうございました。



雇用の継続、賃金引上げ等の実現をめざし、8日間連続の座り込みや要請行動を取組みました。



## 北九州地区労連第70回 評議員会が開かれます

とき 2016年12月9日（金）  
18時30分～

ところ 戸畑生涯学習センター 3階

議題 ①秋季年末闘争経過報告 財政報告  
②2017年春闘方針（案）